高山村農用地区域の変更（除外）申出に係るガイドライン

高山村農林課

（趣旨）

第１　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、昭和44年に制定され、以来、本法に基づき高山村においても高山農業振興地域整備計画（以下、「農振整備計画」という。）の策定を行い、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業地域の保全・形成及び農業の近代化のための各種の施策の計画的な推進を図ってきた。

しかしながら、近年、当村の農業及び農村をめぐる情勢は、農地面積の減少や耕作放棄地の増大、農業従事者の減少等が急速に進行しており、このような情勢の下で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しながら農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があることから、平成23年度に村内全域の農用地区域について検証を行い、大幅な見直しを行ったところである。

これにより新たに定められた農用地区域は、集団的に存在する農地、農業公共投資の対象となった農地及び生産力の高い農地であり、今後10年以上に渡って保全し、農業の近代化のための各種施策を展開していく重要な区域であることから、農振法第12条の２の規定によるおおむね５年毎に実施する基礎調査の結果に基づく農用地区域の変更以外の変更は行わないものとしてきたが、これによらない農用地区域からの除外（以下、「農振除外」という。）及び農地転用を一切認めないとすることは、村経済の発展や農業・農村の維持発展上からみて相当でない場合も考えられる。

このため、農用地が地域農業の振興に資する施設等に供されると見込まれる場合には、例外的に村民等による農用地区域からの除外に関する求め（以下「除外申出」という。）に応じるものとし、本ガイドラインは、そのために必要な事項を定めるものとする。

（除外申出の対象となる農用地）

第２　除外申出の対象となる農用地（以下、「申出地」という。）は、当該土地において計画する開発行為が、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

（１）住宅（共同住宅及び建売住宅を含む。）で集落に接続して設置されるもの。

（２）申出地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。ただし、太陽光を電気に変換する設備を設置するものを除く。

（申出人）

第３　除外申出をすることのできる者（以下「申出人」という。）は、申出地の所有者に限るものとする。

２　申出地が数人の共有に係るものであるときは、除外申出は全ての共有者の連名によるものでなければならない。

（除外申出ができる期間）

第４　除外申出は毎年２月から３月の間にできるものとし、高山村農林課は３月末時点で受理した除外申出を取りまとめ、農振除外の手続きを進めるものとする。

（除外申出書類）

第５　申出者は、「高山農業振興地域整備計画変更（除外）申出書（様式第１号。以下「申出書」という。）」を高山村農林課に提出するものとする。

２　申出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 変更理由書（様式第２号）
2. 案内図（位置図）
3. 土地の利用計画を示す図面（建物等の配置図）
4. 土地の登記事項証明書（申出書提出日前３月以内に発行された全部事項証明書に限る。）

（５）土地の位置を示す地図（住宅地図等で位置の分かるもの及び公図等）

（６）委任状（代理人申請の場合）

（７）確約書（様式第３号）

（８）同意書（共有名義の場合）

（９）その他高山村長が必要と認める書類

（申出書の受理）

第６　申出書の受理にあたっては、除外申出に係る事業が農振法第13条第２項の規定、農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年４月１日付け12構改Ｃ第261号農林水産省構造改善局長通知）及び本ガイドラインの規定を満たすことが確実と認められ、更に行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合には、これらの処分がなされる見込みがあるものについてのみ受理するものとする。

２　申出書の受理審査にあたり疑義が生じた場合は、適宜、高山村農業委員会や農地転用許可権限を有する群馬県吾妻農業事務所等に相談し、受理後のトラブル防止に努めるものとする。

（除外申出に関する留意点）

第７　除外申出があった場合は申出人に次の事項を伝達し、除外申出制度の趣旨や性格等について予め理解を得ておくことが望ましい。

（１）農振法では農業振興地域整備計画の変更は市町村長の職権によるものとされており、農用地区域からの除外申請権を土地所有者等に認めていない。このため、高山村が行う除外申出の受付は、地域農業の発展や農村地域に居住する村民等の利便性向上の観点から実施している、村独自の行政サービスの性格を有するものであること。

（２）高山村長が行う農振整備計画の変更の決定行為には行政処分性がないため、除外申出が認められない場合であっても、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てや行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく行政処分取消訴訟等の住民救済制度の対象とならないこと。ただし、農振整備計画変更にあたっての縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内であれば、申出人は農振法第13条第４項で準用する同法第11条第３項の規定による異議の申出ができること。

（３）農振除外にあたっては、群馬県知事との協議や農振法に規定する縦覧や異議申出期間を確保しなければならないため、手続きの終了までに、第４に定める取りまとめ期日からおおむね８ヶ月程度の期間を要すると見込まれること。

（４）申出地の遊休化を防ぐため、農振除外後は速やかに農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の転用のための許可申請を行う必要があること。

（５）農振除外後、おおむね２年を経過しても農地の転用事業に着手していない場合は、国土保全の観点から、再度、申出地を農用地区域に編入する場合があること。

（その他）

第８　村民等から農用地区域への編入や、農用地から農業用施設用地等へ農用地利用計画に定める用途区分の変更を求められた場合は、別途相談に応じるものとする。